

北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第22号

北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則

北上市行政手続における個人番号の利用等規則（平成27年北上市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定個人情報の機関内利用)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる条例別表第2各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第4項 北上市高齢者バス等運賃助成事業実施要綱（平成14年北上市告示第16号）によるバス等運賃助成券の交付の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務 世帯全員の市民税に関する情報</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p>	<p>(特定個人情報の機関内利用)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる条例別表第2各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>削除</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。